大阪府条例第　　　号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （子育て部分休暇）第十七条　任命権者は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第六学年までに在学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子育て部分休暇を与えることができる。２・３　（略） | （子育て部分休暇）第十七条　任命権者は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子育て部分休暇を与えることができる。２・３　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

１－５５